

議案第 30 号

専決処分事項報告について（交野市消防団員
等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決処分書写……別記

令和 2 年 5 月 1 日提出

交野市長 黒 田 実

交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(写)

2 専第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

交野市長 黒 田 実

令和 2 年条例第 24 号

交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

別 紙